

日薬業発第350号

平成30年2月19日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 乾 英夫

学校環境衛生基準の一部改正（案）に関するパブリックコメント
（意見公募手続）の実施について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課は、2月15日付けで学校環境衛生基準の一部改正（案）について、下記のとおりパブリック・コメント（意見公募手続）を実施しておりますのでお知らせいたします。

記

○ 学校環境衛生基準の一部改正案に関する意見募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=185000962&Mode=0>

- ・学校環境衛生基準の一部改正（案）に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について
- ・学校環境衛生基準の一部改正（案）

以上

に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

初等中等教育局健康教育・食育課

この度、文部科学省では、学校環境衛生基準の一部改正を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条等に基づき、学校環境衛生基準の一部改正（案）について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)

- (2) 提出期限 平成30年3月16日 必着

- ### (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課企画調整係 宛

FAX番号: 03-6734-3794

電子メールアドレス : kenshoku@mext.go.jp

(判別のため、件名は【学校環境衛生基準の一部改正案への意見】として下さい。

また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「学校環境衛生基準の一部改正案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(初等中等教育局健康教育・食育課)

○文部科学省告示第 号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成 年 月 日

文部科学大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分又は破線で囲んだ部分のように改める。

学 校 環 境

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境 (換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。)に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
換気及び保温等	(1) [略] (2) 温度 <u>17℃</u> 以上、 <u>28℃</u> 以下であることが望ましい。 (3)～(9) [略]
採光及び照明	(7)・(4) [略] (9) コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500～1000 lx程度が望ましい。 (5)・(4) [略] (11) [略] (12) [略]
騒音	[略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目 (1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目 (8)及び(9)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
換気	(1) [略] (2) 温度 <u>0.5度</u> 目盛の温度計を用いて測定する。 (3) 相对湿度 <u>0.5度</u> 目盛の乾湿球湿度計を用いて測定する。 (4) [略] (5) 気流 <u>0.2m/秒</u> 以上の気流を測定することができる風速計を用いて測定する。 (6)～(9) [略]
備考	— 検査項目 (1)～(7)については、学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。

学 校 環 境

学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

1 教室等の環境 (換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。)に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
換気及び保温等	(1) [略] (2) 温度 <u>19℃</u> 以上、 <u>30℃</u> 以下であることが望ましい。 (3)～(9) [略]
採光及び照明	(7)・(4) [略] (9) コンピュータ教室等の机上の照度は、500～1,000 lx程度が望ましい。 (5)・(4) [略] (11) [略] (12) [略]
騒音	[略]

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目 (1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目 (8)及び(9)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
換気	(1) [略] (2) 温度 <u>アスベン</u> 通風乾湿計を用いて測定する。 (3) 相对湿度 <u>アスベン</u> 通風乾湿計を用いて測定する。 (4) [略] (5) 気流 <u>カタ</u> 温度計又は <u>乾球</u> 湿度計を用いて測定する。 (6)～(9) [略]
備考	— 検査項目 (1)～(7)については、学校の授業中等に、各階1以上の教室等を選び、適当な場所1か所以上の机上の高さにおいて検査を行う。

検査項目 (4) 及び (5) については、空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等においては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目(4)については、検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 検査項目 (6) 及び (7) については、教室等において除菌器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。 二・三 [略]	
採光及び照明	(10)・(11) [略]
図	[略]
騒音	(12) [略]
備考	[略]

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1) 水道水を水源とする飲料水 (専用水道を除く。)の水質	水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の
ア.～ウ. [略]	表の下欄に掲げる基準による。
エ. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
オ.～ケ. [略]	
コ. [略]	[略]
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
ア.～イ. [略]	[略]

検査項目 (4) 及び (5) については、空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等においては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目(4)については、検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 検査項目 (6) 及び (7) については、教室等において除菌器具を使用していない場合に限り、検査を省略することができる。 二・三 [略]	
採光及び照明	(10)・(11) [略]
図	[略]
騒音	(12) [略]
備考	[略]

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1) 水道水を水源とする飲料水 (専用水道を除く。)の水質	水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の下欄に掲げる基準による。
ア.～ウ. [略]	エ. 全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量(以下「有機物等」という。)
エ. 全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量(以下「有機物等」という。)	エ. の項目中、過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/L以下であること。
オ.～ケ. [略]	
コ. [略]	[略]
(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
ア.～イ. [略]	[略]
備考	一 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質の検査にあっては、ア. の項目中、「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等」と読み替える。

(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質		
ア、～ケ、[略]	[略]	
(4) [略]	[略]	
施設・設備	(5)・(6) [略]	[略]

2 1の学校保健衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左側に掲げる検査項目ごとに、同表の右側に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあっては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあっては、毎学年2回、検査項目(6)については、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1) 水道水を水源とする飲料水 〔専用水道を除く〕の水質	
ア、～ウ、[略]	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第201号）により測定する。
エ、有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
オ、～ケ、[略]	
コ、[略]	
備考 [略]	

		るものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量の基準は、10mg/l以下とする。
(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質		
ア、～ケ、[略]	[略]	
備考	一 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質の検査にあっては、ア、の項目中、「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量の基準は、10mg/l以下とする。	
(4) [略]	[略]	
施設・設備	(5)・(6) [略]	[略]

2 1の学校保健衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左側に掲げる検査項目ごとに、同表の右側に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年1回、検査項目(2)については、水道法施行規則第54条において準用する水道法施行規則第15条に規定する専用水道が実施すべき水質検査の回数、検査項目(3)については、毎学年1回、検査項目(4)については、毎学年2回、検査項目(5)については、水道水を水源とする飲料水にあっては、毎学年1回、井戸水等を水源とする飲料水にあっては、毎学年2回、検査項目(6)については、毎学年2回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1) 水道水を水源とする飲料水 〔専用水道を除く〕の水質	
ア、～ウ、[略]	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第201号）により測定する。
エ、有機物等	
オ、～ケ、[略]	
コ、[略]	
備考 [略]	

(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
ア.・イ. [略]	[略]
(3) 専用水道 (水道水を水源とする場合を除く。) 及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
ア.～ケ. [略]	[略]
(4) [略]	[略]
(5)・(6) [略]	[略]
施設・設備	

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
学校の清潔 (1)～(3) [略]	[略]
学校の清潔 (4) [略]	[略]
ネズミ、衛生害虫	

(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質	
ア.・イ. [略]	[略]
備考 ア. の項目中、「有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量は、滴定法により測定する。	
(3) 専用水道 (水道水を水源とする場合を除く。) 及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
ア.～ケ. [略]	[略]
備考 ア. 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の検査にあっては、エ. の項目中、「有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)」とあるのは「有機物等」と読み替えるものとする。この場合において、過マンガン酸カリウム消費量は、滴定法により測定する。	
(4) [略]	[略]
(5)・(6) [略]	[略]
施設・設備	

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
学校の清潔 (1)～(3) [略]	[略]
学校の清潔 (4) [略]	[略]
ネズミ、衛生害虫	

教室等の備品	(5) 黒板面の色彩	(7) 無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 (4) 有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。
--------	------------	--

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年3回、検査項目(2)～(5)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
学校の清潔	(1)～(3) [略]
スズミ、衛生害虫等	(4) [略]
教室等の備品の管理	(5) 黒板面の色彩 明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1)～(4) [略]	[略]
(5) 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	12 mg/L以下であること。

教室等の備品	(5) 机、いすの高さ	机面の高さは、座高/3＋下腿長、いすの高さは、下腿長であるものが望ましい。
	(6) 黒板面の色彩	(7) 無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 (4) 有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)については、毎学年3回、検査項目(2)～(6)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
学校の清潔	(1)～(3) [略]
スズミ、衛生害虫等	(4) [略]
教室等の備品の管理	(5) 机、いすの高さ 机、いすの適合状況を調べる。
	(6) 黒板面の色彩 明度、彩度の検査は、黒板検査用色票を用いて行う。

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目	基準
(1)～(4) [略]	[略]
(5) 有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として12 mg/L以下であること。

(6)～(8) [略]	[略]
施設・設備の衛生状態	[略]
備考 [略]	

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目 (1) ～ (6) については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目 (7) については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目 (8) ～ (12) については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1)～(8) [略]	[略]
水質 備考 一 検査項目 (7) については、ブール水を1週間に1回以上換水する場合は、検査を省略することができる。	
施設・設備の衛生状態 (9)～(12) [略]	[略]

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目	基準
教室等の環境	
(1) [略]	[略]
(2) 温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
(3)・(4) [略]	[略]

(6)～(8) [略]	[略]
施設・設備の衛生状態	[略]
備考 [略]	

2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目 (1) ～ (6) については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目 (7) については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目 (8) ～ (12) については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目	方法
(1)～(8) [略]	[略]
水質 備考 一 検査項目 (7) については、ブール水を1週間に1回以上換水する場合は、検査を省略することができる。	
施設・設備の衛生状態 (9)～(12) [略]	[略]

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目	基準
教室等の環境	
(1) [略]	[略]
(2) 温度	10℃以上、30℃以下であることが望ましい。
(3)・(4) [略]	[略]

飲料水等の水質及び施設・設備	(5)～(7) [略]	[略]
学校の清潔及び水スミ、衛生害虫等	(8)・(9) [略]	[略]
水廻りの管理	(10)・(11) [略]	[略]

備考 表中の「」の記載は注記がある。

飲料水等の水質及び施設・設備	(5)～(7) [略]	[略]
学校の清潔及び水スミ、衛生害虫等	(8)・(9) [略]	[略]
水廻りの管理	(10)・(11) [略]	[略]